

## 関係法令・条例（抜粋）

**水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）**

（排水基準）

第3条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4～5 （略）

**水質汚濁防止法施行令（昭和46年6月17日政令第188号）**

（排水基準に関する条例の基準）

第4条 法第3条第3項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準（以下「水質環境基準」という。）が定められているときは、法第3条第3項の規定による条例（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第1項の規定により指定された対策地域における農用地の土壌の同法第2条第3項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。）においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

**排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）**

（排水基準）

第1条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項の排水基準は、同条第2項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第2（いわゆる「一律基準」。亜鉛に関するものを抜粋）

項目	排水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	許容限度（ $\text{mg/l}$ ）
亜鉛含有量	50以上	2

附 則（平成18年11月10日環境省令第33号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年12月11日から施行する。

（経過措置）

第2条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）の汚染状態についての水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から5年間は、第1条の規定による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の排水基準省令」という。）第1条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2～3 （略）

※五年間：平成23年12月10日まで

附則別表（いわゆる「暫定排水基準」）

項目	業種	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	許容限度 (mg/L)
亜鉛含有量	金属鋳業	50以上	5
	無機顔料製造業		
	無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。）		
	表面処理鋼材製造業		
	非鉄金属第一次製錬・精製業		
	非鉄金属第二次製錬・精製業		
	建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）		
	溶融めっき業		
	電気めっき業		
	下水道業（金属鋳業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）		

備考1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量に係る排水基準については、下欄に掲げるものを適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i \div Q$$

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 mg/L）

$Q_i$  当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 m<sup>3</sup>/日）

$Q$  当該下水道から排出される排水の通常量（単位 m<sup>3</sup>/日）

### 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例

（昭和53年3月17日福島県条例第18号）

（水質汚濁防止法に基づく排水基準）

第2条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項及び第4項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第2のとおり定める。

2～3 （略）

別表第2の3 (いわゆる「上乘せ排水基準」。亜鉛に関するものを抜粋)

項目	施設の種類	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	許容限度 (mg/l)					
			A水域 (阿武隈川)	B水域 (阿賀野川)	C水域 (猪苗代湖等)	D水域 (いわき地先)	E水域 (相双地先)	F水域 (久慈川・黒川)
亜鉛含有量	非鉄金属製造業に係る施設 (水質令別表第1の第62号に掲げるもの)	10以上 30未満	/	/	2	1	/	/
		30以上	2	2	2	1	2	2
	水質令別表第1に掲げるその他の施設	10以上 30未満	/	/	2	2	/	/
		30以上	2	2	2	2	2	2

附 則 (平成19年条例第19号)

- この条例は、公布の日 (平成19年3月20日) から施行する。
- 附則別表の第二欄に掲げる施設の種類の属する工場又は事業場に対する改正後の大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 (以下「改正後の条例」という。) 別表第2の3の表の排水基準及びこれを適用する区域は、平成23年1月10日までの間は、これを適用せず、それぞれ附則別表の第三欄に掲げる各水域ごとの許容限度のとおりとする。
- 3～4 (略)

附則別表 (いわゆる「暫定上乘せ排水基準」)

項目	施設の種類	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	許容限度 (mg/L)					
			A水域 (阿武隈川)	B水域 (阿賀野川)	C水域 (猪苗代湖等)	D水域 (いわき地先)	E水域 (相双地先)	F水域 (久慈川・黒川)
亜鉛含有量	非鉄金属第一次製錬・精製業及び非鉄金属第二次製錬・精製業に係る施設 (水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。以下「水質令」という。) 別表第1の第62号に掲げるものに限る。)	10以上 30未満	/	/	4	1	/	/
		30以上	4	4 (日橋川に係るものは2)	4	1	2	4
	金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業 (ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。)、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業 (水質令別表第1の第62号に掲げるものを除く。)、非鉄金属第二次製錬・精製業 (水質令別表第1の第62号に掲げるものを除く。)、建設用・建築用金属製品製造業 (表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき業、電気めっき業及び下水道業 (金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業 (表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場 (下水道法 (昭和33年法律第79号) 第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。) から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。) に係る施設	10以上 30未満	/	/	4	4	/	/
		30以上	4	4 (日橋川に係るものは2)	4	4	2	4